鈴鹿市発注の建設工事の入札に参加される皆様へ　～お知らせ～

法定福利費を明示した請負代金内訳書の確認について

令和４年４月１日以降に契約締結する建設工事について、
「請負代金内訳書」に記載された法定福利費が適切に計上されていることを確認します。

法定福利費の確認について（R4.4.1 より実施）

① 発注者は、予定価格に占める法定福利費概算額を、入札結果公表時に公表します。
② 発注者は、受注者から明示された法定福利費が、予定価格に占める法定福利費概算額の１／２以上であることを確認します。
③ １／２を下回っている場合、受注者に対して算出根拠の提出を求めます。

法定福利費の明示について

①社会保険等未加入対策

- 建設業者の社会保険への加入を一層推進していくためには、必要な法定福利費が契約段階でも確保されていることが重要です。
- 建設工事における元請ー下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展しているところです。
- 品確法において、公共工事を実施する者は、技術者の賃金等、労働環境が適正に整備されるよう、適正な額の請負代金を定める下請契約を締結しなければならないこととしています。
- 上記の背景を受け、鈴鹿市の請負契約書の条項において、契約締結後に『法定福利費を明示した請負代金内訳書』を提出することを規定します。（R4.4.1 改定予定）

②法定福利費を明示する意義

- 現場労働者（受注者及び下請業者）の法定福利費は、それぞれの工事ごとの請負金額の中に確保される必要があります。このため、請負代金内訳書において法定福利費を明示し、元請・下請間での必要な法定福利費の確保に繋げます。

（活用イメージ）

請負代金内訳書について（R3.10.1 より実施）

・請負代金内訳書は、当初契約締結後１４日以内に提出（１部）してください。

様式15－工

年　月　日

（宛先）鈴鹿市長

受注者　住　　所
商号又は名称
氏　　名

請 負 代 金 内 訳 書

以下の工事について，別紙のとおり請負代金内訳書を提出します。

1 工事番号　　年度(　)第　　号
2 工事名
3 工事場所　鈴鹿市
4 契約年月日　　年　月　日
5 工期　　年　月　日 ～　　年　月　日
6 請負代金額　　円

法定福利費

法定福利費の算出方法

① 労務費を算出し、法定福利費を求めるケース
労務費総額×法定保険料率　労務費に各保険の保険料率を乗じることで算出
② 労務費の算出が困難なケース
工事価格×工事価格あたりの平均的な法定福利費の割合　工事価格に平均的な割合を乗じて算出（概ね４％）
③ 下請企業から提出された見積書を活用するケース
下請Ａ法定福利費＋下請Ｂ法定福利費＋・・・　明示された法定福利費を合算して算出

法定福利費の算出については、国土交通省のホームページ等にも掲載されていますので参考にして下さい。

【各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」】
法定福利費を適切に明示するため、各専門工事業団体において「標準見積書」を作成しておりその中で算出方法等の考え方が記載されています。
掲載先　：　国土交通省 HP「標準見積書」で検索

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順】
国土交通省が公表している法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順です。
掲載先　：　国土交通省 HP「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」で検索